

入 札 説 明 書

名古屋工業大学（御器所）ライフライン再生（特高受変電設備）工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 2026 年 9 月 9 日（水）

2 発注者

国立大学法人名古屋工業大学 契約担当役 小湊 啓一

3 調達機関番号等

◎ 調達機関番号 415 ◎ 所在地番号 23
○ 第 1 号

4 品目分類番号 41

5 担当部局

〒466－8555 愛知県名古屋市昭和区御器所町
国立大学法人名古屋工業大学施設企画課
電 話 052-735-5053
F A X 052-735-5057
E メール sisetu@adm.nitech.ac.jp

6 工事内容等

- (1) 工 事 名 名古屋工業大学（御器所）ライフライン再生（特高受変電設備）工事
- (2) 工事場所 名古屋市昭和区御器所町（御器所団地構内）
- (3) 工事内容 別冊図面及び現場説明書のとおり。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から 2029 年 11 月 30 日（金）まで
- (5) 使用する主要な資機材 特高受変電設備 1 式（特高変圧器 3 台，高圧配電盤他），中央監視制御設備一式，高圧・低圧・制御ケーブル一式
- (6) 本工事は，工事施工について，「ワーク・ライフ・バランス等の推進」，「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下，「技術提案書」という。）を受け付け，価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
- (7) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき，分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事においては，競争参加資格確認申請書（以下，「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は，文部科学省電子入札システムホームページの電子入札システムにより，文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難しいものは，発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (9) 本工事においては，監理技術者の専任配置の特例を認め，その取扱いとは別紙 1 による。

7 競争参加資格

- (1) 国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。なお，未成年者，被保佐人又は被補助人の場合は，契約締結のために必要な同意を得ていること。
- (2) 文部科学省において電気工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをし

た者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文科科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が、1,100点以上であること。

- (3) 2011年度以降に、元請として、完成・引渡しが完了した次の要件を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- ・特高受変電設備(22,000V以上)の新設、更新又は改修工事(特高変圧器の更新もしくは増設を含む)を施工した実績を有すること。

- (4) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号」という。)の配置を行う場合は、監理技術者を専任特例2号と読み替えて適用し、建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐するもの(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置しなければならない。

- ① 監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。

- ・技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門とするものに合格した者)

- ・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者

監理技術者補佐にあつては、1級電気工事施工管理技士補又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。

- ・1級電気工事施工管理技士

- ・技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門とするものに合格した者)

- ・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者

- ② 配置予定の監理技術者が、2011年度以降に、上記(3)に掲げる工事の経験を有すること。経常建設共同企業体にあつては、1者の監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ④ 配置予定の監理技術者又は監理技術者補佐にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。なお、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある

- ⑤ 経常建設共同企業体については、代表者以外の構成員については、上記(4)①に定める国家資格を有する監理技術者を専任で配置できること。

- (5) 申請書及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく東海・北陸地域を含む指名停止を受けていないこと。

- (6) 上記6(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、国立大学法人名古屋工業大学競争加入者心得(以下「競争加入者心得」という。)第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

- ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までの掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(7)①又は(7)②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(ア) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているとき。

(イ) 役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているが否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(9) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

8 設計業務等の受託者等

- (1) 上記 7 (6) の「上記 6 (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- ・株式会社総合設備設計
- (2) 上記 7 (6) の「当該受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
- ① 資本関係
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合
- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし（イ）については、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合、その他上記(2)①又は(2)②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

9 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
- ① 入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の（ア）、（イ）の要件に該当する者のうち、以下 9 (2) によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が 2 者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
- ① 「標準点」を 100 点とする。「加算点」は最高 30 点とし、技術提案書の内容に応じ与える。
- ② 「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」について、入札説明書の別冊図面に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。ただし、標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合においても、定められた様式を全て提出すること（技術提案書の作成については以下 10 (5) において詳述する）。
- ③ 「加算点」は、提案の内容により、評価項目毎に評価を行い、各評価項目の合計評価点数を加算点として与える。
- なお、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。
- ④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を、当該入札参加者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
- (3) 評価項目、評価基準及び評価点数
- 評価項目、評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。
- なお、評価項目については、別紙 2 を参照すること。

項目		細目	評価基準		評価点数	
					配点	満点
ワーク・ライフ・バランス等の推進		ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況 ※	あり	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関するいずれかの認定がある。	4 点	4 点
			なし	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定がない。	0 点	
V E 提案と V E 提案に基づく施工計画	性能等	施工品質向上に関する提案	優	適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	10 点	各提案（最大 5 項目まで評価）の評価点の合計値 <u>10 点</u>
			良+	適切であり、優れた工夫が見られる。	7.5 点	
			良	適切であり、工夫が見られる。	5 点	
			良－	適切であり、あまり加点すべき工夫が見られない。	2.5 点	
			可	適切であり、特に加点すべき工夫が見られない。 （提案がない場合又は、不採用の場合）	0 点	
工事全般の施工計画	施工上考慮すべき事項等の技術的所見	優	適切であり、非常に優れた工夫が見られる。	16 点	各提案（最大 5 項目まで評価）の評価点の合計値 <u>16 点</u>	
		良+	適切であり、優れた工夫が見られる。	12 点		
		良	適切であり、工夫が見られる。	8 点		
		良－	適切であり、あまり加点すべき工夫が見られない。	4 点		
		可	適切であり、特に加点すべき工夫が見られない。	0 点		
		不適切	施工計画が不適切である。	欠格		
合計						<u>30 点</u>

※ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

- (4) 受注者の責により、採用された「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、指名停止措置を行うものとする。

(5) 技術提案書に対するヒアリング

技術提案書に対するヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

10 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記7に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書等を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記7(2)に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も、開札の時ににおいて上記7(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記7(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期限：2026年10月8日(木)12時00分まで

② 提出場所：上記5に同じ。

③ 提出方法：申請書、資料及び技術提案書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）により行うものとする。

また、委任状は原本を上記5に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）により行うものとする。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 上記7(3)の同種の工事の施工実績及び7(4)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

- (4) 申請書及び資料は次に従い作成すること。

なお、以下の①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、2011年度以降に工事が完成し、引渡し完了しているものに限り記載すること。

① 同種の工事の施工実績（別記様式2）

上記7(3)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者の資格・同種工事の経験（別記様式3）

上記7(4)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することができる。ただし、この場合、記載した全ての候補技術者が上記7(4)に掲げる要件を満たさなければならない。経常建設共同企業体にあつては、同種工事の経験については代表者の監理技術者について記載すること。構成員について、配置予定の技術者の工事経験は問わない。

なお、配置予定の技術者が別紙1に記載の監理技術者の場合は、前述の「申請時における他工事の従事状況等」を「他工事の従事状況等」と読み替えて当該他工事の詳細を記載すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書（契約履行証明書）等の写し

上記(4)①の同種工事の施工実績及び上記(4)②の同種工事の経験として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

また、上記(4)②に記載した配置予定の技術者の資格を確認できる資格者証等（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること）、直接的かつ恒常的な雇用関係を明示することが出来る資料を添付すること。

④ 事故及び不誠実な行為（別記様式4）

文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく東海・北陸地域を含む指名停止を受けたもの又は国土交通省等から愛知県を区域に含む営業停止を受けたもので、当該指名停止又は営業停止の期間終了後6ヶ月以内に入札執行日が該当するものを全て別記様式4に記載すること。経常建設共同企業体については、経常建設共同企業体及び全ての構成員について記載すること。

⑤ 設計業務等の受託者との関連（別記様式5）

上記8に基づき、別記様式5を提出すること。

⑥ 入札手続きに係る担当者連絡先（別記様式6）

本入札において、申請書の内容について確認ができる者及び電子入札時における担当者の氏名及び連絡先を別記様式6に記載すること。

(5) 技術提案書は次に従い作成すること。なお、VE提案を行わない場合においても全ての書類を提出することとし、未提出の場合は欠格とする。

① ワーク・ライフ・バランス等の推進（別記様式7）

「ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況」について該当する場合は記載すること。併せて当該認定を有する場合は、同認定を受けていることを証する書類の写しを添付すること。

② VE提案とVE提案に基づく施工計画（別記様式8）

入札参加希望者は、VE提案により施工しようとする場合は、VE提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について別記様式8に記載すること。また、VE提案が不採用となった場合には、標準案に基づいて入札に参加することができる。

VE提案を行う場合は、VE提案が不採用になった場合に、標準案に基づいて入札に参加する意思の有無、また、VE提案を行わない場合は、VE提案を行わない旨を明記し提出すること。

③ 工事全般の施工計画（別記様式9）

VE提案を行わない入札参加希望者を含めた全ての入札参加希望者は、別記様式9により提案を行うこと。ただし、「不適切（欠格）」の評価を受けた入札参加希望者については、入札への参加を認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書、資料及び技術提案書等の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は2026年10月20日（火）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）により通知する。

(7) VE提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、VE提案が不採用の場合は、その理由を付して通知する。

(8) その他

① 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された技術提案書等は、提出者に無断で競争参加資格の確認等本入札執行以外の目的に使用しない。

③ 提出された技術提案書等は返却しない。

④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

- ⑤ 提出する技術提案書等の資料は、電子データ（Word・Excel・PDF 等、メディアは DVD-R 等）も併せて提出すること。なお、技術提案書等に関する問い合わせ先は上記 5 に同じとする。
- ⑥ 採用された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になったときは、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ⑦ 技術提案書等提出者は、技術提案が採用されたことにより、別冊設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。

1 1 競争参加資格がないと認めた者又は V E 提案が採用されなかった者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者又は V E 提案が採用されなかった者は、発注者に対して、競争参加資格がないと認めた理由又は V E 提案が採用されなかった理由について、次に従い書面（様式は任意）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：2026 年 10 月 20 日（火）から 2026 年 10 月 29 日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
 - ② 提出場所：上記 5 に同じ
 - ③ 提出方法：書面は持参することにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）により提出すること。なお、電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。
- (2) 発注者は、2026 年 11 月 5 日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 2 図面及び現場説明書の交付期間及び方法

- (1) 図面及び現場説明書は以下により交付する。
 - ① 交付期間：2026 年 9 月 9 日（水）10 時 00 分から 2026 年 10 月 8 日（木）12 時 00 分まで。
 - ② 交付方法：図面及び現場説明書の交付に当たっては、電子メールにより上記 5 に申請した者に対して交付を行うものとする。

1 3 入札説明書等に対する質疑

- (1) この入札説明書のうち、入札に対する質疑がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：2026 年 9 月 10 日（木）から 2026 年 11 月 6 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
 - ② 提出場所：上記 5 に同じ。
 - ③ 提出方法：電子メールにより提出するものとする。
- (2) 上記（1）の質疑に対する回答は、2026 年 11 月 10 日（火）11 時 00 分までに、質疑の有無にかかわらず、図面交付を申請した者に対して電子メールにて回答する。
- (3) この入札説明書のうち、図面及び現場説明書に対する質疑がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：上記（1）①に同じ。
 - ② 提出場所：上記 5 に同じ。
 - ③ 提出方法：電子メールにより提出するものとする。
- (4) 上記（3）の質疑に対する回答は、上記（2）に掲げる日までに、質疑の有無にかかわらず、図面交付を申請した者に対して電子メールにて回答する。

1 4 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：2026 年 11 月 16 日（月）12 時 00 分まで
- (2) 入札場所：電子入札システム
- (3) 開札日時：2026 年 11 月 17 日（火）10 時 00 分

- (4) 開札場所 : 名古屋工業大学施設企画課
- (5) その他 : 紙入札方式による競争入札の参加に当たっては、発注者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1.5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、上記5に持参すること（郵送による提出は認めない。）。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

1.6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、競争参加者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
- ① 提出期間 : 2026年10月20日（火）から2026年11月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の2026年11月16日（月）は、15時00分まで）。
- ② 提出場所 : 上記5に同じ
- ③ 提出方法 : 書類の提出は持参することとし、郵送によるものは認めない。
- ④ 減額変更 : 認めない。
- ⑤ 保証期間 : 2026年12月17日（木）まで
- ⑥ 入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争参加者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1)入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)他の工事の入札保証金である場合
	(3)入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)入札保証金の記載が全くない場合
	(2)押印が欠けている場合
	(3)様式を満たしていない場合
	(4)白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)入札案件名に誤りがある場合

	(3)納付業者名に誤りがある場合
4.その他未納付又は書類に不備がある場合	

⑦ その他： 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争参加者の負担とする。

- (2) 契約保証金 納付。(有価証券の提供又は銀行、国立大学法人名古屋工業大学契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の30以上とする。

また、発注者は、必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債(以下「入札保証金等」という。)を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債(以下「契約保証金等」という。)の全部又は一部に振り替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。

1.7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、第1回の入札書の提出に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。工事費内訳書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして、上記5に持参すること(郵送による提出は認めない。))。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにし、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費も明示すること。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。))。
- (3) 提出された工事費内訳書については、契約担当者(その補助を含む。)が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合については、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであって、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

別表 工事費内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)他の工事の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出されている場合を除く。)
	(6)内訳書が特定できない場合
	(7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)内訳書の記載が全くない場合
	(2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)発注者案件名に誤りがある場合
	(3)提出業者名に誤りがある場合
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

18 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

19 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載を行った者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて 指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等開札の時ににおいて上記 7 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

また、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 21 年 3 月 31 日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受ける入札者が提出期限までに別添「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成した資料等の提出を行わない場合、資料等の提出後における入札者の責任者からの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、国立大学法人名古屋工業大学競争加入者心得に違反するものとして、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。

20 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則に基づく価格（最低基準価格）を下回る場合は、同規則の調査（低入札価格調査）を行うものとする。調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等を速やかに提出するものとする。調査中に履行不可能の申し出があった場合においては、指名停止を行うものとする。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間を延伸することがある。

21 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、別紙 3 により、入札を「保留」とし、契約の内容が履

行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。

なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

2.2 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書等の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記7(4)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2.3 手続きにおける交渉の有無 無

2.4 契約書の作成

別紙4により、契約書を作成するものとする。

2.5 支払条件

請負代金（前払金、部分払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき6回以内に支払うものとする（前払金及び部分払金、支払い回数等については、契約時に決定する。）。

2.6 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）をするものとする。

2.7 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2.8 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室 電話 03-5253-2111（大代表））に対して苦情を申立てることができる。

2.9 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

3.0 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙4を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記7(4)の資料に記載した配置予定の技術者等を当該工事の現場に配置すること。

- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積りを行うために必要な図面及び現場説明書の交付と同時に公開し、その提供方法は上記 1 2 の方法と同様とする。
- この数量書に対する質疑がある場合においては、次により提出するものとする。
- なお、入札説明書等に対する質疑書と数量書に対する質疑書は必ず区別して提出するものとする。
- また、数量書に対する質疑において、数量の差異等に係わる質疑については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- ① 提出期間：2026 年 9 月 10 日（木）から 2026 年 11 月 6 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
- ② 提出場所：上記 5 に同じ。
- ③ 提出方法：電子メールにより提出するものとする。
- ④ 回答書：数量書に対する質疑書への回答書は、2026 年 11 月 10 日（火）11 時 00 分までに、質問の有無にかかわらず、図面交付を申請した者に対して電子メールにて回答する。
- (7) 上記 2 1 に示した特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の 10 分の 3 以上とし、前金払の割合については請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第 4 第 3 項及び第 8 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」とし、同基準第 35 第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」とし、第 6 項、第 7 項及び第 8 項もこれに準じて割合を変更する。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は以下のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
 - ・ICカードの不具合等発生等の問い合わせ先
取得している IC カードの認証機関
- ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記 5 に連絡すること。

本工事における主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例の取扱いについて

建設業法第 26 条第 3 項 1 号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて

① 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項 1 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 1 号」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。

- ア) 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は、専任特例 1 号は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- エ) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また 1 つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が 2 つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。
- オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法 28 条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第 32 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

1. 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
2. 当該建設工事の内容（法別表 1 上段の建設工事の種類）
3. 当該建設工事の請負代金の額
4. 工事現場間の移動時間
5. 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験
6. 施工体制を把握するための情報通信技術
7. 現場状況を把握するための情報通信機器

- キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。
- ク) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イ)～キ)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア)～ク)の事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

- ① 本工事において、建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号」という。)の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
- ア) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ウ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)
- オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は名古屋市地域内の工事でなければならない。
- カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

このほか、本学の同一団地における契約工期の重複する以下の発注工事に対しては、同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると認められることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等の配置を認める。ただし、兼務する建設工事の数は、2を超えないものとする。なお、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円(建築一式工事の場合は八千万円)以上とするときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金額の合計が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)以上となる場合は、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

- ・本工事では対象なし

技術提案書の詳細について

1. ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式 7）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無を記載し，認定通知書等の写しを添付すること。

2. 施工品質向上に関する提案（別記様式 8）

本工事は，御器所キャンパスの特高受変電設備等を更新するものであり，キャンパス全体に安全・安心な電力の供給を図る重要設備である。

本設備の更新後も継続的な教育研究活動を行うためには，安定した電力供給が不可欠であり，更新後の高い信頼性を確保するためにも，施工段階における品質管理の向上が必要となるため，施工品質向上に関する V E 提案と V E 提案に基づく施工計画を求める。

図面，公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和 7 年版)，公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和 7 年版)を発注者の標準案とする。

3. 施工上配慮すべき事項等の技術的所見（別記様式 9）

工事全般において，工事期間中における教職員・学生対策，近隣対策も含めた施工上配慮すべき事項について技術的所見を求める。

工事全般の施工計画は全者が提案すること。また，V E 提案で提案した内容と重複しないこと。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、同規則の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じた額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 建設副産物の搬出予定
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (11) 経営内容
- (12) (1) から (10) までの事情聴取した結果についての調査確認
- (13) (9) の公共工事の成績状況
- (14) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (15) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (16) その他必要な事項

- 4 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその 10 分の 1 を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の 10 分の 1 を加えた額として、特別重点調査の可否を判断する。

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算

基準（統一基準）に基づき作成すること。

5 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式14-3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）
- (22) 誓約書（様式15）
- (23) 施工体制台帳（様式16）
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

6 必要に応じ、5以外の説明資料の提出を求めることがある。

7 特別重点調査の対象者は、5及び6の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

8 5の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、5の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

9 5の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 特別重点調査は、最高の評価をもって入札した者のほか、4の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 5及び6の資料を期限までに提出しない場合又は9の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得の規定に違反するものとして入札を無効とする。また、請負者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号に該当することがある。

12 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は13に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

- 13 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 14 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式 15 による誓約書など関係情報の通報を行う。
- また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室において、掲示し又は閲覧に供する方法により（閲覧場所を設け、又はインターネット閲覧に供することをいう。）公表する。
- 15 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の 10 分の 3 以上とし、前金払の割合については請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第 4 第 3 項及び第 8 項中「10 分の 1」を「10 分の 3」とし、同基準第 35 第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」とし、第 6 項、第 7 項及び第 8 項もこれに準じて割合を変更する。
- 16 特別重点調査の結果は、公表することがある。

工 事 請 負 契 約 書 (案)

工 事 名 名古屋工業大学（御器所）ライフライン再生（特高受変電設備）工事

請 負 代 金 額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

2026 年度工事出来高予定額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2027 年度工事出来高予定額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2028 年度工事出来高予定額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
2029 年度工事出来高予定額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

発注者 国立大学法人名古屋工業大学 契約担当役 小湊 啓一 と、受注者 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 代理人 〇〇〇株式会社〇〇支店 支店長 〇〇 〇〇 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、名古屋市昭和区御器所町 名古屋工業大学御器所団地構内において施工する。

第3条 着工時期は、2026 年〇月〇日とする。

第4条 完成期限は、2029 年 11 月 30 日とする。

第5条 契約保証金は、請負代金額の 100 分の 30 以上の額を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結すること。

第7条 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき 6 回以内に支払うものとする。（前払金及び部分払金、支払い回数等については、契約時に決定する。）

第8条 完成通知書は、名古屋工業大学施設企画課に送付するものとする。

第9条 請負代金の請求書（前払金及び部分払金を含む。）は、名古屋工業大学施設企画課に送付するものとする。

第10条 請負代金については、2026 年度に金〇,〇〇〇,〇〇〇円以内の額を、2027 年度に金〇,〇〇〇,〇〇〇円以内の額を、2028 年度に金〇,〇〇〇,〇〇〇円以内の額を、2029 年度に金〇,〇〇〇,〇〇〇円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、適法な請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から 14 日以内に支払うものとする。ただし、2027 年度、2028 年度及び 2029 年度における前払金は、前年度の工事出来高予定額が達成した以降で、かつ、予算の執行が可能となる時期以降でなければ、前払金の支払いを請求することはできない。

第11条 請負代金は、2026 年度に金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、2027 年度に金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、2028 年度に金〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を支払限度額とする。各年度で残額が発生した場合は、その翌年度において支払う。

第12条 請負代金のうち、前払金を除く請負代金の支払いは、適法な請求書を受領した月の翌月末までに支払うものとする。

第13条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第

54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。

二 前項第 2 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第 4 号に該当する場合であって、前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

四 前項第 4 号に該当する場合であって、受注者が発注者に文部科学省の競争加入者心得第 15 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第 15 条 受注者は、採用された次の「VE 提案と VE 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容を履行しなければならない。

「VE 提案と VE 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」

施工品質向上に関する提案	採用された提案内容
施工上配慮すべき事項等の技術的所見	採用された提案内容

第 16 条 受注者の責により、前条の「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容が履行されない場合、発注者は、当該履行を、期限を定めて受注者に請求する。

第 17 条 受注者の責により、第 15 条の「V E 提案と V E 提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の提案内容に基づく工事が履行されていないと認められる場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成 18 年 1 月 20 日付 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。

第 18 条 別記の国立大学法人名古屋工業大学工事請負契約基準第 35 第 9 項、第 53 第 3 項及び第 55 第 2 項中の遅延利息率は「年 3.0%」である。

第 19 条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人名古屋工業大学工事請負契約基準によるものとする。

第 20 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年 月 日

発注者 名古屋市昭和区御器所町字木市 29 番
国立大学法人名古屋工業大学
契約担当役 小湊 啓一 ㊞

受注者 【住所】
【法人等名】
【代表者氏名等】

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・解体工事の場合のみ記載する。
- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- （注）・運搬費を含む